

# Press Release

宮崎労働局発表平成29年4月19日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課課 長 中村 朝樹 地方産業安全専門官 松澤 良 (代表電話)0985(38)8825 (直通電話)0985(38)8835

# ストレスチェック実施義務対象事業場の

# 8割が労働基準監督署へ実施結果を報告

~ストレスチェックの実施結果の状況について(平成 29 年4月 13 日現在) ~

平成 27 年 12 月 1 日から、労働者数 50 人以上の事業場に対し、毎年 1 回、労働者にストレスチェックを実施すること等が事業者に義務付けられたことから、平成 28 年 11 月 30 日までに、1 回目のストレスチェックの実施が必要となっていました。

そして、ストレスチェックの実施結果は、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」(様式第6号の2:資料1参照)により、1年以内ごとに1回、定期に、所轄の労働基準監督署に提出することが義務付けされています。

当該報告状況について、平成 29 年 1 月 6 日時点における状況を平成 29 年 1 月 19 日付けで既に発表したところですが、その後、報告のない事業場に対して文書等による指導を実施した結果を取りまとめました。

#### 取りまとめの概要

実施義務対象事業場(県内の労働者数 50 人以上の 988 事業場)のうち、4月 13 日までに労働基準監督署へ実施結果を報告した事業場数は、806 事業場(81.6%)です。

ストレスチェック等の実施結果を所轄の労働基準監督署へ報告した 806 事業場の全労働者数は 108,390 人で、このうちストレスチェックを受検した労働者は、99,627 人(91.9%)でした。

労働基準監督署へ実施結果を報告した 806 事業場のうち、面接指導を実施した事業場は 180 事業場(22.3%)でした。

平成 26 年 6 月 25 日に労働安全衛生法が改正公布され、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容としたストレスチェック制度が創設されました。

宮崎労働局(局長 元木 賀子(もとき よしこ))は、平成29年度においてもストレスチェック実施義務対象事業場のストレスチェック完全実施に向け、実施が確認できない事業場等に対し、各労働基準監督署による集団指導及び個別指導を行っていくことにします。

## 取りまとめ結果

- 1 ストレスチェック実施義務対象事業場について 労働者数 50 人以上の事業場数:988 事業場(労働者数合計 128,028 人)。
- 2 労働基準監督署への報告事業場数について

4月13日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労働基準監督署へ報告した事業場数:806事業場(報告率:8割強)

局内の4つの労働基準監督署別の報告状況は、以下のとおり。

各労基署別	対象事業場数 (労働者数50人以上 の事業場)	4月13日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労基 署へ結果報告済み事業場数	労基署 <b>への</b> 報告率(%)
宮崎	<b>514</b> (511)	395 (145)	76. 8 (28. 4)
延岡	179 (186)	166 (101)	<b>92.7</b> (54. 3)
都城	242 (251)	203 (65)	83.9 (25.9)
日南	53 (47)	42 (10)	<b>79. 2</b> (21. 3)
局内合計	988 (995)	806 (321)	81.6 (32.3)

表中の()内の数値は、1月6日時点の状況。

#### 3 業種別の報告状況について

4月13日までの報告では、建設業、金融・広告業、運輸交通業の順に報告率が高くなっている。

業種別	対象事業場数 (労働者数50人以上の事業場)	4月13日までに、ストレスチェック等の実施 結果を所轄の労基署へ結果報告済み事業 場数	労基署への 報告率(%)
製造業	<b>253</b> (251)	<b>215</b> (106)	85. 0 (42. 2)
建設業	7 (8)	7 (4)	100. 0 (50. 0)
運輸交通業	76 (80)	65 (23)	85. 5 (28. 8)
農林業	2 (2)	1 (0)	<b>50</b> . <b>0</b> (0)
畜産·水産業	8 (6)	1 (1)	12. 5 (16. 7)
商業	<b>135</b> (137)	115 (33)	85. 2 (24. 1)
金融·広告業	<b>27</b> (30)	24 (11)	88. 9 (36. 7)
通信業	16 (14)	12 (3)	75. 0 (21. 4)
教育·研究業	<b>34</b> (34)	29 (10)	85. 3 (29. 4)
保健衛生業	<b>243</b> (240)	197 (87)	81. 1 (36. 3)
接客娯楽業	<b>34</b> (37)	<b>25</b> (7)	<b>73</b> . <b>5</b> (18. 9)
清掃・と畜業	28 (27)	21 (6)	75. 0 (22. 2)
その他	<b>125</b> (129)	94 (30)	<b>75</b> . <b>2</b> (23. 3)
局内合計	988 (995)	806 (321)	<b>81.6</b> (32. 3)

表中の()内の数値は、1月6日時点の状況。

## 4 ストレスチェック(検査)を受けた労働者の割合

4月13日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労働基準監督署へ報告した806事業場の全労働者数は108,390人で、このうちストレスチェックを受検した労働者は、99,627人(91.9%)であった。

4月13日までに、ストレスチェック等の実施 結果を所轄の労基署へ報告した806事業場 の全労働者数	108, 390 (42,798)
上記のうちストレスチェックを 受検した労働者数	<b>99, 627</b> (37,129)
受検者割合 (%)	<b>91. 9</b> (86.8)

表中の()内の数値は、1月6日時点の状況。

# 5 ストレスチェックの実施者(検査を実施した者)について 「事業場選任の産業医」を実施者とした事業場が5割を超えている。

ストレスチェックの実施者	4月13日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労基署へ報告した806事業場の内訳	806事業場における 割合 (%)
1 事業場選任の産業医	<b>445</b> (179)	<b>55. 2</b> (55. 8)
2 事業場所属の医師(1以外の医師)、保健 師、看護師又は精神保健福祉士	110 (61)	13.6 (19.0)
3 外部委託先の医師、保健師、看護師等	253 (81)	31. 4 (25. 2)

表中の()内の数値は、1月6日時点の状況。実施者区分は、複数選択の事業場有り。

## 6 面接指導を実施した事業場の割合

4月13日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労働基準監督署へ報告した806事業場のうち、面接指導を実施した事業場は180事業場(22.3%)にとどまっている。

なお、面接指導の実施は、「高ストレス者と判定され、実施者から面接指導を受ける必要があると認められ、申出を行った場合」であり、高ストレス者に対して全て実施するものではない。

4月13日までに、ストレスチェック等の実施 結果を所轄の労基署へ報告した事業場数	806	
806事業場のうち面接指導を 実施した事業場数(%)	180 (22.3%) (76 (23.7%))	
806事業場のうち面接指導を 実施しなかった事業場数(%)	<b>626 (77.7%)</b> (245 (76.3%))	

表中の()内の数値は、1月6日時点の状況。

## 7 面接指導を実施した事業場の割合(業種別)

4月13日までの報告では、畜産・水産業、通信業、教育・研究業、製造業、 保健衛生業の順に面接指導実施率が高くなっている。

業種別	4月13日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労基 署へ結果報告済み事業場数	左のうち、面接指導を 実施した事業場数	面接指導実施率(%)
製造業	<b>215</b> (106)	<b>65</b> (30)	<b>30</b> . <b>2</b> (28. 3)
建設業	7 (4)	0 (0)	0 (0)
運輸交通業	65 (23)	5 (2)	7. 7 (8. 7)
農林業	1 (0)	0 (0)	0 (0)
畜産・水産業	1 (1)	1 (1)	<b>100</b> . <b>0</b> (100. 0)
商業	115 (33)	5 (2)	4. 3 (6. 1)
金融·広告業	24 (11)	6 (2)	<b>25</b> . <b>0</b> (18. 2)
通信業	12 (3)	5 (2)	41. 7 (66. 7)
教育·研究業	24 (10)	9 (2)	<b>37</b> . <b>5</b> (20. 0)
保健衛生業	197 (87)	<b>52</b> (22)	<b>26</b> . <b>4</b> (25. 3)
接客娯楽業	<b>25</b> (7)	5 (1)	<b>20</b> . <b>0</b> (14. 3)
清掃・と畜業	21 (6)	1 (0)	4. 8 (0)
その他	94 (30)	<b>26</b> (12)	<b>27</b> . <b>7</b> (40. 0)
局内合計	806 (321)	<b>180</b> (76)	<b>22. 3</b> (23. 7)

表中の()内の数値は、1月6日時点の状況。

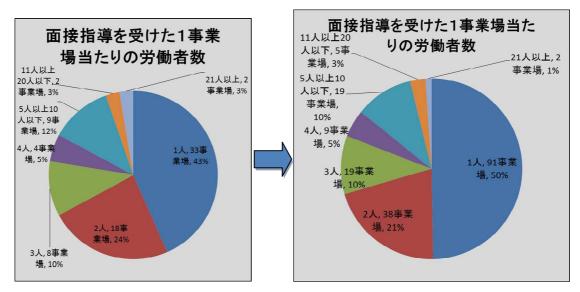
## 8 面接指導を実施した医師について

「事業場選任の産業医」を実施者とした事業場が8割を超えている。

面接指導を実施した医師	4月13日までに、ストレス チェック等の実施結果を所 轄の労基署へ報告した806 事業場のうち、面接指導を 実施した180事業場の内訳	面接指導実施事業場 180事業場における 割合(%)
1 事業場選任の産業医	<b>154</b> (64)	<b>85</b> . <b>6</b> (84. 2)
2 事業場所属の医師(1以外の医師)	10 (6)	<b>5.</b> 6 (7. 9)
3 外部委託先の医師	16 (6)	8. 9 (7. 9)

表中の()内の数値は、1月6日時点の状況。

9 面接指導を受けた1事業場当たりの労働者数について 面接指導を受けた人数が1人~3人までの事業場が全体の8割を超えている。



1月6日時点の状況(76事業場)

4月13日現在の状況(180事業場)

#### 10 面接指導を受けた労働者の割合

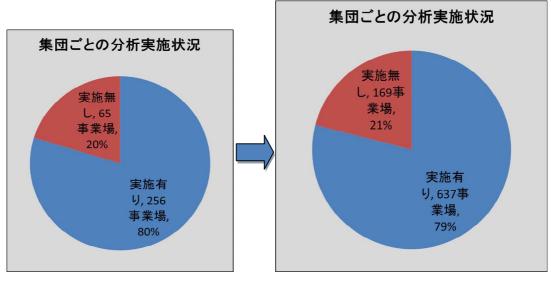
4月13日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労働基準監督署へ報告した806事業場において、面接指導を受けた労働者は580人で、全ストレスチェック受検者99,627人の0.58%であった。

4月13日までに、ストレスチェック等の実施 結果を所轄の労基署へ報告した806事業場 の全労働者数	108,390 (42,798)
上記全労働者のうちストレスチェックを 受検した全労働者数	<b>99,627</b> (37,129)
上記ストレスチェック受検者のうち 面接指導を受けた労働者数(%)	<b>580</b> (0.58%) (290 (0.78%))

表中の()内の数値は、1月6日時点の状況。

#### 11 集団ごとの分析の実施の有無について

労働安全衛生法の改正において努力義務とされている、職場環境の改善に繋げるための集団ごとの集計・分析については、実施した事業場の割合が約8割(637事業場)であった。



1月6日時点の状況(321事業場)

4月13日現在の状況(806事業場)

#### 12 宮崎産業保健総合支援センターの活用について

独立行政法人労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援まで、職場におけるメンタルヘルス対策(ストレスチェック制度を含む)についての総合支援窓口として、精神科医やカウンセラー等の専門家による相談対応、メンタルヘルス対策に関する情報の提供等を無料で行っています。

独立行政法人労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センター

住所:宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命ビル6階

電話:0985-62-2511

#### 〔添付書類〕

資料1 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書 (様式第6号の2)

資料 2 精神障害の労災補償状況

資料3 全国と宮崎県の自殺者数・自殺死亡率の推移

資料4 ストレスチェック制度等厚労省版リーフレット

資料 5 ストレスチェック制度簡単導入マニュアル

資料 6 宮崎産業保健総合支援センター事業案内